



あい・ぽーと【青山】（4/9(木) 17時現在） 4/12(日)～5/6(水)のご利用について



緊急事態宣言の発令に伴い、港区より新型コロナウイルス感染拡大予防のための通知がありましたので、下記の通りお知らせ致します。

●つどいのひろば「ひだまり」

→施設・(無料プログラム等含む)の全てを引き続き休止とします

子育て相談は、下記のお電話（TEL：03-6434-7677）にて対応します。

●一時保育「あおば」

→やむを得ない事情等により必要とされる区民の方のみ（別紙「港区長からのお願い」をご参照下さい）

これまで通り3密を排除する感染対策を実施しながらお受けします

一時保育をご利用の際は、入室前の検温の他、同居のご家族を含めたご体調と海外からの帰国後14日以内の方の有無について、確認させていただきます。感染防止にご理解、ご協力をお願いします。

*事務所は月曜～土曜日の9時～17時で開所しています。

【お問い合わせ】子育てひろば「あい・ぽーと」青山 TEL：03-5786-3250

子育てひろば「あい・ぽーと」施設長 大日向雅美



令和2年4月9日

保護者の皆様

港区長 武井雅昭

緊急事態宣言の発令に伴う一時預かり事業の利用自粛のお願い

日頃から一時預かり事業にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

国は、令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、国民に対し、可能な限りの外出自粛を求めています。東京都は、緊急事態宣言を受け、都内全域を対象に外出の自粛を要請するとともに、4月11日には施設の使用制限を要請することとしています。

区は、4月9日以降も一時預かり事業を継続しますが、このたびの緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症から子どもの大切な命を守り、区民への感染拡大の防止を徹底するため、一時預かり事業利用者の皆様に対し、下記のことについて強くお願いを申し上げます。

緊急事態宣言の発令、東京都内の感染拡大の状況など、新型コロナウイルス感染症の脅威からお子様をはじめ、ご家族の健康で安全安心な生活を守るため、ぜひとも更なるご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 利用自粛期間

令和2年4月9日（木）から令和2年5月6日（水）まで

※ご家族や勤務先と調整をいただき、4月13日（月）からは利用の自粛をしていただけるよう、ご協力お願いいたします。

2 利用の自粛

可能な限り一時預かり事業の利用を自粛してください。特に、東京都の自粛要請に応じて休業した事業所にお勤めで休職される方は、ご利用をお控えください。

3 利用を希望される場合

利用に当たっては、利用時間の短縮についてもご協力をお願いいたします。